

南砺市告示第157号

南砺市こどもの権利条例素案検証委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年9月26日

南砺市長 田中 幹夫

南砺市こどもの権利条例素案検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 南砺市子どもの権利条例策定委員会（以下「策定委員会」という。）から提出された南砺市こどもの権利条例素案（以下「条例素案」という。）の内容について、公共の福祉に照らし、社会通念上の問題が無いか、公正公平かつ中立的な立場から検証するため、南砺市こどもの権利条例素案検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、条例素案の内容について検証し、検証結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員4人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係諸団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から検証結果の報告が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、検証結果の報告が終了した日限り、その効力を失う。